

## 羽島市自転車安全利用推進条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、身近な交通手段である自転車の安全な利用並びに自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく交通安全に係る教育及び啓発を推進するために必要な事項を定めることにより、もって安全で良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含む。
- (4) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (6) 自転車小売業者 市内で自転車の小売を業とする者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (8) 関係団体 国、岐阜県及びその他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (9) ヘルメット 自転車乗車中の事故の衝撃から頭部を守ることを目的として設計、製造された保護帽をいう。
- (10) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の損害に係る賠償に関し、当該損害を填補するための保険又は共済をいう。
- (11) 自転車貸付業者等 市内で自転車の貸付けを業とする者及び自転車を自らの事業の用に供する目的で貸し付ける者をいう。

### （基本理念）

第3条 自転車の安全な利用の推進は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し、自転車の利用に係る交通事故を防止するとともに、当該交通事故に係る被害を軽減することを目的として行われなければならない。

2 自転車の安全な利用の推進は、市、市民、自転車利用者、学校等、保護者、自転車小売業者、事業者、自動車貸付業者等及び関係団体が本条の理念にのっとり、自己の責務、役割等を認識するとともに、相互に連携、協働して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、自転車の安全な利用の推進を図るため、市民、自転車利用者、学校等、保護者、自転車小売業者、事業者及び関係団体と連携、協力し、施策を実施するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、自転車の安全な利用についての理解を深め、家庭及び地域において自転車の安全な利用の呼び掛け等の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

第6条 自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守するとともに、ヘルメット及び反射材の装着並びに前照灯及び尾灯の常時点灯その他の安全対策により自転車の利用に係る交通事故の防止に努めなければならない。

（自転車小売業者の責務）

第7条 自転車小売業者は、自転車の安全な利用の推進に関する活動を行うよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市、学校等及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の推進に関する活動に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、従業員等の自転車の安全な利用に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（教育）

第9条 市は、次の各号に掲げる自転車の安全な利用に関する教育を実施するものとする。

- (1) 市民、関係団体等と連携した教育
  - (2) 学校等と連携した、その幼児、児童、生徒及び学生の発達段階に応じた教育
  - (3) 高齢者の特性に応じた教育
- 2 学校等は、その学校等に通学する者に対して自転車の安全な利用に関する教育及び指導をするものとする。
  - 3 保護者は、その監護する者に対して、自転車の安全な利用に関する教育及び指導に努めなければならない。
  - 4 事業者は、その従業員に対して、自転車の安全な利用に関する教育及び指導に努めなければならない。

(自転車利用者等のヘルメット着用の推進)

- 第10条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
- 2 市は、ヘルメットの着用の推進を図るため、関係団体等と連携して、ヘルメットの着用に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 保護者は、その監護する者が自転車を利用するとき、又は6歳未満の者を自転車に同乗させるときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
  - 4 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、ヘルメットの着用に関する情報を提供するよう努めなければならない。
  - 5 自転車貸付業者等は、自転車を借り受けようとする者に対し、ヘルメットを貸し付けるよう努めなければならない。

(自転車通学者のヘルメット着用等)

- 第11条 自転車利用者のうち、学校教育法第49条の規定に基づき市が設置する中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下「市立中学校」という。）に自転車で通学する者（部活動、学校行事等のために登校する場合を含む。以下「自転車通学者」という。）は、通学時にヘルメットを着用しなければならない。
- 2 保護者は、その監護する者が自転車通学者である場合は、通学時にヘルメットを着用させなければならない。
  - 3 市立中学校の長は、自転車通学者に対し、通学時にヘルメットを着用するよう教育及び指導を行うものとする。
  - 4 市立中学校の長は、第1項の規定に従わない自転車通学者について、自転車による通学を制限することができる。

(自転車利用者等の自転車損害賠償保険等の加入等の推進)

第12条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

2 市は、自転車損害賠償保険等の加入の推進を図るため、関係団体等と連携して、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 保護者は、民法（明治29年法律第89号）第714条の規定に基づく損害を賠償する責任を負う可能性を認識したうえで、その監護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入に努めなければならない。

4 第1項及び前項の規定による自転車損害賠償保険等の加入については、自転車利用者又は保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

5 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

6 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

7 自転車貸付業者等は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けるよう努めなければならない。

(自転車通学者の自転車損害賠償保険等の加入等)

第13条 保護者は、その監護する者が自転車通学者である場合は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 前項の規定による自転車損害賠償保険等の加入については、保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 市立中学校の長は、自転車による通学について許可するときは、保護者に対し、自転車損害賠償保険等への加入を確認し、加入が確認できない場合は、自転車による通学を制限することができる。この場合において、学校長は、当該生徒及びその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するものとする。

(自転車の点検整備)

第14条 自転車利用者、保護者、事業者及び自転車貸付業者等は、所有、利用、

管理等する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の点検整備の推進及び普及啓発に努めなければならない。

3 市立中学校の長は、自転車通学者の自転車の点検について、保護者へ周知するとともに点検の機会を提供するものとする。

(自転車の防犯対策)

第15条 自転車利用者は、その利用する自転車の防犯対策として、自転車の安全利用の推進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録を受けるだけでなく、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置（以下「防犯対策」という。）を講ずるよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、防犯対策に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者及び自転車貸付業者等は、所有、利用、管理等する自転車に、防犯対策を講ずるよう努めなければならない。

(経済的支援)

第16条 市は、学校教育法第19条の規定に基づき支援を受ける自転車通学者の保護者に対し、第11条及び第13条の規定に関して必要な経済的支援をできるものとする。

(広報及び啓発等)

第17条 市は、自転車の安全な利用に関し、広報及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、市民、学校等、保護者、自転車小売業者、事業者及び関係団体と連携し、自転車の安全な利用に関する指導及び啓発活動を行うものとする。

(指導)

第18条 市長は、自転車の利用に係る交通事故を防止するため、第9条に規定する教育の実施及び自転車利用者に対する自転車の安全な利用に関する指導を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する指導を行うため、交通指導員を置くことができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、

規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日に第2条第9号に規定するヘルメットとは異なる目的で設計、製造された保護帽を着用している自転車通学者は、平成34年3月31日まで同号に規定するヘルメットを着用して通学しているものとみなす。